

■「次世代住宅ポイント制度の内容について」の変更点について

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
2018.12.28	3	①売買契約 2018年12月21日(閣議決定日)から 2020年3月31日 までに締結された売買契約を対象とします。	①売買契約 2018年12月21日(閣議決定日)から 2019年12月20日 までに締結された売買契約を対象とします。
2018.12.28	10	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(大)) 14,000ポイント	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(大)) 7,000ポイント
2018.12.28	10	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(中)) 10,000ポイント	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(中)) 5,000ポイント
2018.12.28	10	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(小)) 4,000ポイント	(ガラス交換の1枚あたりのポイント数(小)) 2,000ポイント
	11	※ 部分断熱の場合の発行ポイント数。『部分断熱』とは、 別紙3 に示す部分断熱の場合の断熱材使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。	※ 部分断熱の場合の発行ポイント数。『部分断熱』とは、 別紙4 に示す部分断熱の場合の断熱材使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。
2018.12.28	11	(手すりの設置工事のポイント数) 4,000ポイント	(手すりの設置工事のポイント数) 5,000ポイント
2018.12.28	13	なお、具体的な商品については、公募により選定する予定です。	なお、具体的な商品については、公募により選定する予定ですが、 商品券や即時交換(追加的に実施する工事費への充当)は対象外です。
2018.12.28	13	(2)リフォームの完了報告期限 一定規模以上(工事請負契約金額の総額が1,000万円(税込)以上)： 2020年6月30日	(2)リフォームの完了報告期限 一定規模以上(工事請負契約金額の総額が1,000万円(税込)以上)： 2020年9月30日
2018.12.28	27	※1 断熱材の区分については、 別紙2 を参照。	※1 断熱材の区分については、 別紙3 を参照。
2018.12.28	32	(外壁・屋根・天井・床の断熱改修の証明書) 施工証明書★納品書の写し かつ 施工証明書★	吹込み・吹付けの場合 施工証明書★ 上記以外の場合 納品書の写し
2018.12.28	32	インスペクション実施証明書★	インスペクション実施証明書 ※3
2018.12.28	32	証明書類	耐震改修証明書類
2018.12.28	33	—	※3 インスペクション実施証明書は、下記の表の書類のうち1つをご提出下さい。(表の追加)
2018.1.16	5	② 耐震性のない住宅の建替 耐震性を有しない住宅※を除却した者又は除却する者が行う注文住宅の新築を対象とします。(ただし、2018年12月21日(閣議決定日)以降に除却したものに限る。)	② 耐震性のない住宅の建替 耐震性を有しない住宅※を除却した者又は除却する者が行う注文住宅の新築を対象とします。(ただし、2018年12月21日(閣議決定日)以降に除却し、 完了報告までに除却されたものに限る。)
2018.1.16	6	同上	同上
2018.1.16	6	② 耐震性のない住宅の建替 「(2)新築分譲住宅の購入」と同じ。	② 耐震性のない住宅の建替 耐震性を有しない住宅※を除却した者又は除却する者が行う分譲住宅の購入を対象とします。(ただし、2018年12月21日(閣議決定日)以降に除却し、ポイント発行申請までに除却されたものに限る。) ※ 分譲事業者が耐震性を有しない住宅を除却する場合は対象となりません。
2018.1.16	14,18,21	ポイント交換申請	ポイントの 商品 交換申請
2018.1.16	16,18	除却したことを確認した書類(不動産登記 閉鎖事項証明書 等)	除却したことを確認した書類 ※ (不動産登記 閉鎖事項証明書 等) ※ 工事完了前申請までに除却が完了した場合に提出。
2018.1.16	16,18	工事完了前のポイント発行申請を行った場合、完了報告が必要です。完了報告書に添付が必要な書類は、次のA～Cのすべての書類に加え、 家事負担軽減に資する設備を設置した住宅の場合は、Dの書類です。 <家事負担軽減に資する設備を設置した住宅の場合> D. 対象工事内容等に応じた性能を証明する書類	工事完了前のポイント発行申請を行った場合、完了報告が必要です。完了報告書に添付が必要な書類は、次のA～Cのすべての書類に加え 対象住宅の性能等に応じたD、Eの書類です。 <耐震性のない住宅の建替の場合> D. 除却したことを確認した書類 ※ (不動産登記 閉鎖事項証明書 等) ※ 工事完了前申請までに除却が完了しなかった場合に提出。 <家事負担軽減に資する設備を設置した住宅の場合> E. 対象工事内容等に応じた性能を証明する書類
2018.1.16	21	事務局の公募:2019年1月 頃	事務局の公募:2019年1月 9日～30日まで
2018.1.16	30		(表の追加:性能基準(断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上)の確認書類に長期優良住宅建築等計画認定通知書、低炭素建築物新築等計画認定通知書、性能向上計画認定通知書を追加)